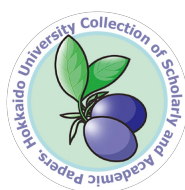




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」改訂に伴う変更点の解釈とその批判的検証
Author(s)	青柳, ゆきの; 加藤, 弘通; 篠原, 岳司
Citation	子ども発達臨床研究, 23, 41-52
Issue Date	2026-06-20
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.23.41
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99963
Type	departmental bulletin paper
File Information	04_1882-1707_05.pdf



一般論文

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 改訂に伴う変更点の解釈とその批判的検証

青柳 ゆきの*・加藤 弘通**・篠原 岳司**

An Approach to Bullying Prevention and Intervention That Puts Children First : “Guidelines for Investigating Serious Situations of Bullying”, Interpretation of Changes Resulting from the Revision and Their Critical Examination

Yukino Aoyagi, Hiromichi Kato, Takeshi Shinohara

要 旨

本稿は、令和 6 年に改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」をもとに、その改訂の過程と内容を整理し解釈した。そのうえでガイドラインだけではなく、いじめ防止対策推進法や、学校・設置者によるいじめ対応の課題について検討している。結論として、重大事態における自死事案の位置づけの問題を指摘するとともに、関係的権利としての子どもの権利論、発達保障論の視点から子どもを中心に据えたいじめ対応のあり方について考察している。

キーワード：いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、いじめ防止対策推進法、調査報告書、第三者調査委員、子どもの自殺

はじめに

令和 6（2024）年 8 月 30 日、文部科学省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、改訂版ガイドラインとする）を改訂した¹。

本稿では、「改訂版ガイドライン」において、何がどう改訂されたかを解釈し、そのうえでいま

に残されているいじめ対応及びいじめ重大事態調査における課題を検討する。

本稿の構成は次の通りである。1 章では改訂の背景と理由を概観する。2 章ではガイドライン改訂の概要と詳細を記述する。3 章ではいくつかの事案をもとに、重大事態調査における子どもにとっての報告書のあり方と、子どもを亡くした保

¹ 平成 29（2017）年に作成された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は「旧ガイドライン」とする。また、旧ガイドラインと改訂版ガイドラインの差を設けず「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について言及する場合には「ガイドライン」と略記する。

* 北海道大学教育学院博士後期課程

** 北海道大学大学院教育学研究院

護者にとっての報告書のあり方について考察する。

1. 改訂の背景と理由

文部科学省は改訂版ガイドラインの「はじめに」において、改訂の背景と理由を次のように説明している。「重大事態の発生件数は増加傾向にあり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができておらず、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している」こと、さらに「「いじめ防止対策推進法」施行後から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっている」ことである。このように指摘されている通り、重大事態発生後の学校や行政の対応については批判的な報道や言説がある一方で、学術研究および法律家などからは後者の「いじめ防止対策推進法」（以下、法）が含意する課題が主に指摘されてきた。例えば日本弁護士連合会（2018）は、いじめの定義が広いため、子ども同士による日常的接触がことごとくいじめに該当しかねないことを指摘する。また坂田仰（2018）は、重大事態発生後の

調査を担う組織、いわゆる「第三者調査委員」に関する課題について次の四点を指摘している。①立ち上げ判断を巡る課題、②目的、役割を巡る課題、③調査手段の課題、④「第三者委員会＝独立」というイメージが有する課題、である。これら法が持つ課題への指摘があるなかで、ガイドラインのほうの改訂が実施された。このことから考えられることは、法改正により従来指摘されている課題を根本的に修正していくのではなく、ガイドラインを改訂することにより現場および実践者レベルで課題を乗り越えようとする志向性があるということである。

次章では旧ガイドラインと改訂版ガイドラインを比較し変更の概要を示したのちに、改訂版ガイドラインにおいて改訂された点の詳細を提示していく。

2. 改訂の概要

旧ガイドラインと改訂版ガイドラインを比較したものを表1に示す。

表1 旧ガイドラインと改訂版ガイドラインの比較

旧ガイドライン		改訂版ガイドライン
10章※／15P＋別紙1P	章／頁数	12章／47P＋別添資料
旧ガイドラインと別に「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28（2016）年3月）」がある	内容構成	「不登校重大事態に係る調査の指針」が廃止され、改訂版ガイドラインへ一本化
調査開始後が中心	通時性	事前準備～調査後対応まで （第1章（重大事態調査の概要及び調査の目的）、第2章（いじめ重大事態に対する平時からの備え）の追加（6P程度））
	その他	重大事態対応におけるチェックリスト追加

※旧ガイドラインでは章とは明記されていないが、改訂版ガイドラインとの対応から「章」に相当すると考えられるため、便宜的に10章構成とした。

述べておきたい変更点は、頁数の大幅な増加である。これは、①旧ガイドラインでは別の行政指針として取り扱われていた「不登校重大事態に係

る調査の指針」が、改訂版ガイドラインにおいて一本化されたこと、②また第1、2章が追加され、調査の事前段階に関する言及がなされたこと、③

さらに各章において記述が詳細になったことによる。②と③に関しては令和3(2021)年度「いじめ防止協議会(第4回)」においてしばしばその方向性を目指すような発言が委員からされている。たとえば同協議会議事要旨から抜粋すると、「ガイドラインも教職員プラス保護者と子どものお互いの合意形成のためのガイドラインという形で作成するのも一案」という発言が出ていることによる。つまり、旧ガイドラインは教職員向けの性格をもつものであるが、改訂にあたっては児童生徒やその保護者と調査の目的や方向性について共有したり、合意形成を図るガイドラインを作成するのはどうかという趣旨の提案がなされた。結果的に改訂版ガイドラインは教職員や行政組織、そして重大事態調査委員向けの行政指針とはなっているが、詳細に調査項目や報告書の形式が掲載されたことにより、児童生徒・保護者に対し調査が透明化されるとともに、調査の内容や主旨について理解を得やすくなったといえる。加えて、自治体や調査委員会ごとによる報告書の違いを解消する狙いもあるのではないかと。つまり、様式を統一することにより一律の形式の報告書が作成されるようになる可能性があるということである。文科省と子ども家庭庁は令和5(2023)年4月1日以降に発生した重大事態について、全国から調査報告書を提出するよう要請しており、提出された報告書を分析し今後のいじめ重大事態に対する助言等に使用している。様式が統一していたほうが分析はしやすいと思われるが、統一された形式がいじめという問題の性質に適合するかは訝しい。さらに同協議会議事要旨から、学校現場だけでなく調査委員会においても、重大事態調査における「補足マニュアル、手順書、解説書のようなもの」を求める声が上がっていることも言及されている。それらを受けて、児童生徒・保護者、さらに教職員に対し調査について事前に説明すべきこと、さらに何を調べどのように報告書を記述するかの具体例まで盛り込まれた改訂版ガイドラインとなった。次節以降では、上述の変更点を詳細に検証していく。

2-1. 変更点の詳細

改訂版ガイドラインにおいて、内容が新規に作成されたものや大幅に加筆されたものは以下の通りである。第1章、第2章は概要にて言及しているため省略し、第3章以降の改訂部分とその概要を記述してゆく。なお、言い回しの細かな変更は変更点の対象としていない。

【第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢】

- ・第1節の一部：基本姿勢について詳細な視点の箇条書き
- ・第2節：「重大事態調査中における学校の対応」において、警察との連携を新しく追加

【第4章 重大事態を把握する端緒】

- ・第1節(1)の一部：重大事態の判断について丁寧に説明
- ・第1節(2)の一部：早期対応の重要性を指摘し、さらに具体例を提示
- ・第2節：児童・保護者から申立てがあった場合に懸念される事項を細かく提示。また退学、転学、既卒などした場合の注意点も提示

【第5章 重大事態発生時の対応】

- ・第1節(1)の一部：学校設置者に情報共有することと、その報告先の詳細な提示
- ・第2節(1)の一部：初動対応時に心得ておくことを提示

【第6章 調査組織の設置】

- ・第2節(2)：専門家及び第三者の考え方について、おもに公平性・中立性を要求
- ・第2節(3)：常設の調査組織の場合の但し書き

【第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明】

- ・第1節(2)：調査実施前の説明のための事前準備について
- ・第2節(1)：説明事項の「見える化」と、調査の二段階説明(調査実施決定後すぐと、調査体制整備後)
- ・第3節：関係児童生徒・保護者への説明

【第8章 重大事態調査の進め方】

- ・第1節：調査の進め方についての事前検討

- ・第2節(2)：重大事態調査における留意事項
 - ・第2節(3)：聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明
 - ・第2節(4)：聴き取り調査の方法及び留意事項
 - ・第2節(5)：児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項
 - ・第2節(6)：調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告
 - ・第3節(1)：重大事態調査における調査報告書の作成（共通事項の記載例）
 - ・第3節(4)：学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言
- 【第9章 調査結果の説明・公表】
- ・第1節(3)：追加調査について
- 【第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護】
- ・第1節：個人情報保護法に基づく基本的な対応
 - ・第2節：調査報告書の提示・提供について
 - ・第3節：調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係
- 【第11章 調査結果を踏まえた対応】
- ・第1節：対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援
 - ・第2節：調査報告書で提言された再発防止策の実施についての記述の増加
- 【第12章 地方公共団体の長等による再調査】
- ・第3節：再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

上記の変更点から特に言及したいことは、第8章において調査の進め方に関する記述が大幅に追加されており、具体的にどう進めていくかが記載例とともに文書化されたことである。これは、上述したように令和3年度「いじめ防止協議会（第4回）」において、「どのように動いたらいいか、…マニュアルのようなもの」を求める声が上がっていたことから、現場の必要の声に応じ作成されたと考えられる。また、第10章の個人情報に関連する記述も大幅に追加されており、同意に基づいたデータの提供や利用目的に沿った個人情報

の取得を繰り返し説いている。全体的に、旧ガイドラインで提示されていた内容が改訂版ガイドラインにおいては、より細かく具体的に記述されるようになっているとともに、いじめに関わった可能性のある児童生徒への支援・指導についても多く言及されているため、大幅に分量が増えたと言える。

3. 改訂版ガイドラインの課題

前節で述べた通り、改訂版ガイドラインは大幅に分量が増え、各章において詳細に調査についての記述がなされた。しかし、改訂されたガイドラインにおいても、自殺事案と存命事案の混同、および子どもの声と保護者の声の混同など、看過できない課題が残されている。そもそも法28条において、重大事態にあたるものの中に、いじめにより自殺に至るケースと、重大な被害を受けているが存命しているケースが混同して措定されている。自殺してしまい被害当事者の児童生徒がもういないのか、あるいは存命しているのかにより調査の方向性やあり方は変化すると想定される。具体的には、いじめ被害当事者の子どもがいないかではいじめ対応および調査報告書のあり方が、とりわけいじめ被害当事者である子どもにとってのあり方、一方で、わが子を亡くした遺族にとってのあり方の二点において変わってくるだろうということである。以下ではこれら課題について、まずは法28条の含み持つ課題を広くとらえたのちに、具体的な事案を用いながらそれらを区別する必要性を検討していく。

3-1. 法第28条「重大事態」規定における自殺事案と存命事案の混同

「重大事態」についての規定は周知のように、法28条に記載されている。そして重大事態は法で次のように定義されている。

(1号) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2号) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

このうち、法28条第1号にあたるものの例として「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「基本方針」)(文科省2017:32)では、①児童生徒が自殺を企図した場合、②身体に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、が想定されている。また、法28条第2号における「相当の期間」については年間30日が目安とされているが、但し書きとして①児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合や、②児童生徒や保護者から申し立てがあった場合には迅速に調査に着手することが必要であるとしている。神内聡(2021)は文科省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「生徒指導調査」とする)の結果をもとに重大事態の発生件数を集計している。神内によると、2013年度から2019年度までの重大事態発生件数は、1号に該当するものが1220件、2号が2276件と算出しており、「2号のほうがどの年度も一貫して多く、(中略)重大事態の発生を減少させるためには、不登校対応が重要である」と報告している。また、1号の重大事態の被害の様態として、「一貫して「精神」に対する重大な被害が生じた件数が多く、全体の52.0%を占めている。次いで、生命(23.3%)、身体(16.0%)の順に多い」とし、「このことから、重大事態の発生を減少させるためには「精神」に対する被害が重大なレベルに及ばないように防止する必要がある」と指摘している。しかし、「生徒指導調査」における重大な被害の様態については、学校が「最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する」とこととされており、重大事態調査実施有無および調査結果に関わらず学校の見解をもとに回答する性質のため、いじめ被害当事者の見解とは異なっている可能性がある。さらに、調査票における「生命」「身

体」「金品」「精神」の分類は上記の基本方針に沿っている選択肢だと考えられるが、これら被害の様態を分割し一つしか選択し回答できない時点で、いじめ被害に対する理解のなさを指摘せざるを得ない。つまり、いじめは行為内容がどうであれ、「精神」に影響を及ぼすものであることに対する理解をする必要があるのではないかとということである。これは、改訂版ガイドラインの第4章において、児童生徒や保護者が卒業後に、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合が想定されるとし、「重大事態の場合には調査を行うことが必要」と明記されているように、卒業後であってもいじめが精神的に影響を及ぼしていることに対する被害者救済・支援措置であると考えられる。すなわち、精神疾患を発症することにはいじめ被害において身体への傷害があったかもしれないし、金品への被害があった可能性などがあり、いじめ行為を分割し数値化し、ピンポイントに「「精神」に対する被害が重大なレベルに及ばないように防止する」ことは結局いじめ自体を防止することと同義なのではないだろうか。そしてさらに統計上の問題を指摘すると、1号事案においてすでに自殺が発生している場合に、学校側は「生命」にチェックを入れる可能性が大いにある。なぜなら加害行為によって生命を脅かされただけではなく、加害行為により死を選ばざるをえなかったという理解の仕方をする教育者は少なからずいるのではないか。何をもって被害の様態とするのかを共有することには限界があり、さらに被害の様態は同時発生していたりする。加えて1号に該当するものの内部でも、生命の取り返しのつかなさという点において偏りがあるだろう。

一方で、取り返しのつかなさには、時間の問題も含まれている。以下では、適切ないじめ対応・調査がされないことによって訴訟を起こしたいいじめ被害当事者の経験をもとに、存命した子どもたちがいじめ発生時にどうしてほしかったのか、いじめ対応・調査の示唆を得たい。

3-1-1. いじめ被害当事者にとって、声を聞いてもらえなかった経験

【事案①】

2026年3月26日、あるいじめ事案の第三者調査報告書が被害者に手渡された²。被害者である佐藤和威さんは、中学1年だった2012年にいじめに遭い、自殺企図などの深刻なPTSDを負った。佐藤さんは加害者と学校設置者である市教委を相手取り訴訟を起こした。そのなかで市教委は同級生らによる暴力や金銭を脅し取るなどの行為を「悪ふさげ、ちょっかいに当たる軽微なもの」などと主張した。地裁・高裁ともに学校の責任を「担当教諭らがいじめを認識できたとは認められない」と否定し、最高裁は佐藤さんら原告の上告を退け、判決が確定した³。佐藤さんはその後、市にいじめ重大事態に基づく第三者調査の再調査を要望した。本事案は法の施行以前に発覚したいじめ事案であったため、当時は学校や設置者が積極的な調査を実施しなかった経緯がある。そのため、最高裁まで終結時点においての第三者調査実施という稀なケースとなっている。調査報告書を受け取り、佐藤さんは記者会見に臨んだ。その中で以下のようにコメントしている⁴。

「今回、第三者委員会の報告を受けて、当時の中学校の先生方や教育委員会の方々が、僕の話や家族の話、そして僕自身の思っているのを信用してくれていなかったというのが分かりました。当時、あれほど、先生方に僕がされたことだったり、僕の状況について必死に話したんですけど、どうして今も疑われたままなのかというのが苦しくなりません。」「完全とは言えなくても、学校で何があったのかを調べて事実を明らかにし

てくれていたならば、このような裁判をすることも、調査委員会をお願いをするということも必要ありませんでした。今回の調査委員会で、学校の対応に問題があったということが明らかになったとともに、中学校の先生方への聞き取りから、先生方の考えというものが今も変わらずにいるということが分かりました。あの時、先生に助けを求めている、助けをもらえなかったんだっていうのが今回、はっきりと分かりました。」

本事案では前述したように、判決において加害者のいじめ行為は認定されながら、学校の安全配慮義務違反は否定されている。証人尋問で学校側は、校内で行われた暴力行為も「プロレスごっこだった」とし、いじめだと認識していない旨を述べている。そして判決においてはその認識が支持された形である。今回、第三者調査報告書において学校の対応の問題が指摘されたことにより、やっと被害当事者の声がわずかながらも掬い取られたといえる。またコメントにもあるように、被害者にとって当時学校がちゃんと事実を調べて明らかにしてくれれば、裁判も調査委員会も必要なかった。つまり、いじめ発覚当初から学校と争いたいという心情はなく、早急な対応をしていれば、当時から現在まで14年近くも時間を費やす必要はなかったということでもある。

【事案②】

佐藤晋平(2020)は、中学生時代にいじめに遭った当事者(中井氏)へのインタビュー記録をもとに、大学生の現時点において、当時のいじめられ経験、およびその後の訴訟についてどのように感じているかを検討している。なお中井氏は裁判中、高校生であった。佐藤は、インタビュー中に中井

² なお、本稿執筆時点では調査報告書自体は公開前であるため報告書本文について言及はできない。市は調査報告書について、2026年4月1日から半年間公開する予定であるとしている。

³ <https://www.asahi.com/articles/ASQ986TZZQ98TTHB002.html> (閲覧日：2026年3月27日)。なお、地裁について筆頭著者は弁論準備段階から証人尋問、判決まで観察している。地裁判決後の記者会見以降、佐藤さんは実名顔出しで自らの境遇を語っており、本稿はその意思を尊重している。

⁴ <https://mainichi.jp/articles/20260326/k00/00m/040/324000c> (閲覧日：2026年3月27日)

氏が発した「裁判はしてよかった」という語りと「裁判はしたくなかった」という語りを対比的に置きながら、中井氏の複雑な感情を辿っている。具体的には、「裁判はしてよかった」語りにおいて、「中学生時代から、自分の思いや主張が認められない状況を生きてきた中井氏にとって、…自らの主張が（判決において）認められたことは「大きかった」こと、「そもそも裁判の場において自分の話が「初めてちゃんと聞いてもらえてる感覚があった」ことから、裁判の経験をポジティブに意味づけていると見る。一方で中井氏の、「裁判はしたくなかった」ことについては、「それしか方法がなかった」「中2とか中3とかで終わったことを、大学生になってまでやらなくちゃいけなかったっていうのは、個人的には人生にとってはマイナス」という語りを載せている。これを受け佐藤は「社会は、訴訟について「勝訴」や「敗訴」という言葉を用いるなど、訴訟がポジティブな何か、あるいはネガティブな何かのどちらかを個人にもたらすとするストーリーを作る。…裁判の経験の過程で、中井氏はポジティブな感覚も獲得することがあったのだろうが、しかしまた、「いじめ」の記憶と共にネガティブな感情は継続したし、裁判という装置がもたらす緊迫はそれを増幅もした」とし、「一見矛盾するような内容を話しているのは、前へ進みたい感情と過去へ引き戻されるような感覚の両方が去来する矛盾の中を、今も中井氏が生きざるを得ない状況を示しているように思う」と考察している。

上記の二事案に共通することは、いじめ被害当事者にとって長い間声を聞きとられないままに留め置かれたことによる、ないがしろにされた回復されない時間に対する痛みである。佐藤和威さんも中井氏も、当時いじめにちゃんと学校や設置者が対応してくれていたなら、子ども時代に訴訟を起こすなどという経験をしなくてよかったのに、と

いう思いを持つ。つまり、その当時は苦しかったが、周囲の大人が事実を明らかにしてくれたり、話をちゃんと聞いてくれていれば早い段階で次に進むことができたのに、という悔しさではないだろうか。上記の二事案に限らず、重大事態の調査は1、2年かかることが平均であり、子どもの「早くこのいじめをなんとかしてほしい」という声を拾いきることが困難である。

佐藤晋平（2013）は、神戸高専剣道実技拒否事件⁵を題材に、裁判にかかる時間とそれにより生徒が被った教育への時間的不利益が存在することを指摘し、「長い審理期間に外部の介入（この場合は原告に対する退学処分の一時的停止一筆者注）を寄せ付けないという構造を裁判が根源的に有するなら、その解決はどのようにして可能になるのか」と問いを立てる。結論の一部として佐藤は、「教育法学も含め法学的思考が裁判審理の時間を前提としており、教育の時間的利益と裁判審理の時間の関係という問題が盲点となるのならば、この問題は教育の実践的性格を強く意識しうる「教育の側」からしか指摘できない可能性がある」としている。つまり、原告が勝訴し学校へ復学できたとしても、裁判に費やした4年という時間は返ってこない。教育と法は、全く違う営みであるが接していて、かつ浸食しあっている部分がある。この部分を「教育の側」から指摘し、私たちはなにを重視すべきか考察していくことが求められるということである。重大事態調査は裁判や審理ではないが、事実確認や中立性を求められたり、法の専門家が介入することが推奨されている、極めて法プロセスに近い教育実践である。そのため「教育の側」が指摘すべきこと、すなわちいたずらに時間を費やさず、もっとも迅速に救済すべきものを見誤らないことが求められる。このことについて次項以降にて、さらに掘り下げて検討していきたい。

⁵ 佐藤によると「宗教上の理由から剣道実技を拒否した生徒に対し下された原級留置と退学の処分の取消を求めて争われた一連の裁判は、退学から4年後の平成8年に処分された生徒、原告側の勝訴で確定し、退学処分となった生徒は同年4月に復学した」事件。

3-1-2. 子どもを中心に据えたいじめ解決を志向する

文科省「いじめ防止対策協議会」は、令和3年度第3回において、有識者へのヒアリングとして「NPO 法人プロテクトチルドレンえいえん乃えがお」代表、森田志歩氏を招き意見聴取を実施した。森田氏は、自身の息子がいじめ被害者になり、学校や教育委員会と争った経験から、同 NPO 法人を立ち上げた。法人の活動内容としては、子どもに関わる様々な問題に対し全国から依頼や相談を受け、各方面への対応・サポートをし、仲裁的役割を担っている⁶。森田氏自身は、「私は学校や親の味方でも敵でもない。味方するのは子どもだけ」⁷というスタンスで同法人を運営しているという。本項で森田氏に着目する理由として、わが子がいじめ被害に遭い、一連の紛争をしたという稀な経験をもつただけではない。森田氏はその経験をもって被害者・保護者目線になるのではなく、子どもを中心に据えいじめ解決を志向する人物だからである。いじめに関連する法制度を思考するさいに、公平性や中立性、事実の有無などは大人同士の都合によるものがほとんどであり、前節にあげた事案のように、いじめの渦中にある子どもは置いていかれている。その中で、子どもを中心に据えたいじめ解決を主張の軸にし、政府のトップ機関の有識者ヒアリングを受ける森田氏の声をここで紹介しておきたい。

森田氏は子どもがいじめ対応において置き去りにされる背景を「保護者は保護者で、親としての正義を貫こうと」し、一方で「学校、教育委員会は分かっているのか、それとも根本的な財源や人員、働き方改革、業務の多忙が根底にあって、業務を増やしたくないとか、調査委員会を設置したくてもなかなか難しい」状況にあるためだと説明し、「そこにいる子どもに対して今、何をしなければいけないというところを皆さんが分かっている」と問題を指摘する。加えて、「教育委員

会側が先に弁護士を出してきてしまう（と問題が大きくなる）。そうなると、保護者の方が教育委員会や学校に説明を求めても、もう（学校は）顧問弁護士が対応している。だから顧問弁護士と話をしてくださいみたいな形になってしまうので、結局、問題の本質であったり、子どもに対する支援だったり、大事な部分の話合いができなくなってしまう。それで結局、保護者側が弁護士をお願いする。そうすると弁護士の先生同士の話合いに。そこで話し合われるのは大体法律論じゃないですか。だから被害に遭った子どもが置き去りになってしまっている」ことも指摘する。だから森田氏は自身のいじめ対応・サポート活動について、「いじめか否かというところに私はこだわらずに（やっている）。なぜかと言うと、「いじめ」という言葉を出した途端に、「うちの子はいじめていない」とか、「それはいじめではない」とか、そういう議論になってしまう。だから、そもそも子どもたちに対して適切な教育をするというのが一番重要で、これはいじめだからどうというよりも、例えば自分のしたことによって友達が傷ついたとか、嫌な思いをしたんだよというところを教えることが大事だと思」いながら実践しているという。さらに子どもから直接聞く声として、「被害に遭った子どもたちというのは、調査を望んでいる子はほとんどいない。子どもたちは、やはり今すぐ何とかしてほしい、今すぐ助けてほしいという声」があるが、調査には時間がかかるため過酷な環境で待たされている状況を危惧する。

森田氏の知見を受けここで示しておきたいことは、子どもの権利としての意見表明権が含みもつ、子どもの声が表明されることと、その承認プロセスにおける実務の在り方である。山岸利次(2025)は、世取山洋介(2003)の子どもの意見表明権論をまとめながら、子どもの意見表明権を大人との関係的権利であることを述べている。世取山は子どもの意見表明権を子どもと大人との関係のなか

⁶ えいえん乃えがお HP より。https://protectchildren-eternity.jimdofree.com/

⁷ 東京新聞（公開日：2021年3月24日、閲覧日：2026年3月19日）https://sukusuku.tokyo-np.co.jp/education/42379/

で、「子どもが「自由に自己の意見を表明」し、その意見が「児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」関係が保障される権利とした。そこにおける＜子ども－大人＞関係の特質は、①子どもの主体性への大人の応答性、②子どもの発達段階ごとの可変性である。そのうえで山岸は、「発達⁸を実現するような大人との関係を権利として子どもに保障すること、これこそが意見表明権の要諦」であると述べている。つまり子どもの意見表明権が関係的権利であるということは、子どもが言ったことをそのまま反映するような意見の尊重の仕方ではなく、あるいは子どもの声を聞くだけ聞いて意見としては反映しないという権利保障でも当然ない。大人と子どもとのやり取りがあってこそその権利である。さらにここで関係的権利論を取り上げる理由は、近年就学前のいじめ事案についても、法に準じたいじめ重大事態調査が実施されたことによる。就学前の幼児の声を聞きとることは極めて困難であり、事実を確認することについて周囲の大人たちの証言の比重が大きくなることは想像に難くない。そこでは森田氏が指摘をしたような、保護者对学校・設置者、あるいは弁護士対弁護士の構図に陥りやすい。こういった場合に、子どもの発達段階まで考慮した関係的権利論による子どもの意見表明権への理解は重要な示唆を与えているだろう。さらに前節において「もっとも迅速に救済すべきものを見誤らないこと」を指摘した。その具体的な在り方として森田氏の子どもを中心に据えるという実務の軸があり、それは山岸が述べる、子どもの意見表明権は関係的権利であるという議論に位置づけることができるだろう。

さて、一方で「もっとも迅速に救済すべきものを見誤らないこと」として考えたいことは、すでに子どもが自殺してしまっている場合である。そこにおいて迅速に救済すべきものとは何かを、わ

が子を亡くした子どもの保護者の語りをもとに考察してゆく。

3-1-3. 遺族にとっての報告書の意義：再発防止策の提言における未来志向性

改訂版ガイドライン第8章には、調査報告内容の記載例（共通事項）が掲載されており、その項目の最後には「当該事案への対処及び再発防止策の提言」が盛り込まれている。また、対象児童生徒が自殺している場合の但し書きには、上記の記載例に加えて「自殺の再発防止・自殺予防のための改善策」を記載するように求めている。再発防止策の提言とは、①当該事案への対処について、②学校及び学校の設置者に対する提言である。つまり①については、事案に対し対象児童生徒あるいは加害児童生徒にどうアプローチし、どういじめを解消していくか、不登校状態であればその児童生徒への支援方策はどうか、②については学校や設置者はそのような事案を二度と起こさないように組織として何をすべきか、どう対応すべきだったか、ということになる。また、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」においても同様に再発防止・自殺予防への提言は要求されている。このこと自体は重要な項目であり、異論はない。ただ、いじめ事案に限らず児童生徒が自殺している場合における「再発防止策の提言」には、誰に対する何のためのメッセージなのかを検討する必要があるのではないかと考えられるが、わが子を喪った保護者に対し、学校や設置者および自治体は今後こうすべきだ、と言うことの妥当性と意義はあるのだろうか。

このことについて筆頭著者がインタビューを実施した遺族の語り（二事例：Aさん、Bさん）をもとに考察していきたい。なおこの事例を検討し

⁸ この「発達」とは何かについて山岸は別章を立てて考察しているが、紙幅の関係からここでは割愛する。

⁹ Aさん、Bさんの事案はいじめが原因による自殺ではないが、わが子を亡くした遺族の語りとして重要な示唆を含むことと、いじめに限らず子どもの自殺にかかわる調査一般としても本章の趣旨と相違ないために記載する。

たものは論文として既に公表されている（青柳 2024, 2025）。A さん、B さんともに中学生の子どもを自殺で喪った保護者である⁹。インタビュー内において、再発防止について語られている部分のみを抽出して記述してゆく。

まず A さんにおいては、「調査報告書をもらえたことが、ゴールではなくスタートラインだった」という語りから考察してゆきたい。A さんは自殺発生後に学校が再発防止策（たとえば教員への懲戒や研修の実施など）を提言してきたが、学校とはすでにコミュニケーションが絶たれており「やっているかやっていないかわからない」から「期待しても悔しい思いしかしない」と語る。このみ切り取れば再発防止策の提言は遺族を余計に傷つけるだけではないかと思うかもしれない。ただ続けて A さんは「世の中だったり、どこかで死のうと思っている子どもに（自分の事案のことを）発信し続けなきゃいけない」と語る。なぜなら自殺する子どもを「目標はゼロにしたい、再発、完全に防止」したいという思いを持つからである。

B さんにも同様の語りが見られる。子どもの自殺が「なんかこうやって前にもあって、この時にきちんと対応できていたら息子は死なずに済んだんだってやっぱり思う」し、「世間に知られてもないうという現実が、やっぱり自分も知らなかったし。まずそれを知ってもらわなきゃいけないと思って。知ってもらってやっぱり防ぐ、予防につながる」という思いを持つ。

A さんも B さんも、社会がわが子の自殺について知ることが再発防止につながるという希望を持つ。ただそれだけではない、再発防止には遺族にとって未来につながらざるを得ない思いがあるのではないだろうか。つまり再発防止という、学校を、子どもの状況をより良くしていくことの背後にあることは、もうわが子との時はこれ以上進むことはないため、わが子が最後に過ごした学校という存在に思いを向けることが、わが子と繋がる手段になる、ということである。もう学校が、自分の人生から切り離せない場になってしまった

ときに、よりその場や存在に向かわざるを得ないということがあるのではないか。調査報告書は遺族にとって、わが子が生きた証を辿ることで喪失感を抱えながらも今後を生きていく、喪の作業として存在している。そして再発防止を講じ遺族にそれを約束することは、過去に留めおかれた遺族が未来に希望を持つための手段として存在しているのではないか。

また再発防止の論から少し離れるが、ここで述べておきたいことは、調査報告書が遺族への救済の一部として機能しているのではないかということである。わが子について書かれた最後の書き物、それはわが子と繋がる極めて重要な存在である。だからこそどこかの誰かのことでなく、自分の子のことを知らせてほしいと遺族は願っているようである。事実を明らかにすることは調査の大きな目的ではあるが、こと子どもの自殺に関しては、「亡くなった子から見た事実」という方向に比重を置いてもよいのではないか。事実とは人の見る立ち位置によって当然変わってくる。だからあらゆる方向から調査者は調べ、観察していく必要があるが、もう子どもが亡くなっている場合に、その子の声を直接聞きとすることは不可能である。だからこそ調査者が、遺されたものからその子の声に耳を澄ませ、関係性のなかで応答することが求められるのではないか。そうして見つかった原因と再発防止策は、過去と未来をわが子が繋いでくれる、遺族にとってのよりどころになると思われる。

おわりに

本稿は改訂版ガイドラインの変更点を記述し、改訂してもなお残されている課題について検討してきた。改訂版ガイドラインにおいては、法 28 条に基づく重大事態規定を受け調査の進め方を詳細に提示していることを確認した。だが、改訂してもなお存命事案と自死事案の混同、子どもの声と保護者の声の混同があることを指摘した。その混同があることにより、迅速に対応すべきことを見誤り、子ども自身が二次被害を受けることを実

際の事案から見てきた。また子どもを中心に調査を進めるさいに、その子が存命であれ亡くなっている場合であれ、大人との関係性の中で子どもの声が聞き取られる必要があることを考察してきた。今後の課題として、本稿では改訂版ガイドラインを題材にし、個別の事案をもとに事後対応のあり方について論じたため、個人への対応を想定した記述となっている。しかし現在は、いじめ事案に限らず子どもの自殺数が増加する一方である。喫緊の課題は、広く子どもの自殺を予防策を論じるために自殺発生の背景にある社会的課題や教育的課題を探る必要がある。本稿では詳細に取り上げなかった、未然防止に目を向けた研究が、事後対応の問題検討と同時に必要となるだろう。

引用文献

- 青柳ゆきの (2024)「わが子を学校での自殺で亡くした母親の葛藤—学校・地域住民・支援者とのかわりを通して—」臨床教育学研究, 第12巻, 53-67.
- 青柳ゆきの (2025)「子どもの自殺発生後の第三者調査制度に関する法社会学的研究：事後調査過程における制度的課題に向き合う遺族の経験に着目して」北海道大学大学院教育学研究院紀要, 147, 75-94.
- 坂田仰 (2018)「いじめ重大事態の「第三者調査委員会」の課題—“制度”と“現実”の狭間—」季刊教育法 197 号, 42-47.
- 佐藤晋平 (2013)「教育へ関わる法のリスクと正義：神戸高専執行停止事件の時間問題」教育学研究, 第 80 巻, 第 4 号, 503-514.
- 佐藤晋平 (2020)「裁判はしてよかったが、し
- くなかった：中学校での「いじめ」経験者へのインタビューから」佐賀大学教育実践研究, 巻 38, 1-12.
- 神内聡 (2021)「いじめ防止対策推進法の重大事態に関する統計考察及び重大事態調査制度と医療事故調査制度との比較考察」兵庫教育大学研究紀要, 59, 69-77.
- 日本弁護士連合会 (2018)「いじめ防止対策推進法『3 年後見直し』に関する意見書」
https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2018/180118_5.html (閲覧日：2026 年 3 月 19 日)
- 文部科学省「いじめ防止対策協議会(令和 3 年度)」第 3 回議事要旨
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/174/gijiroku/1422236_00003.htm (閲覧日：2026 年 3 月 19 日)
- 文部科学省「いじめ防止対策協議会(令和 3 年度)」第 4 回議事要旨
https://warp.ndl.go.jp/web/20250702220440/http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/174/gijiroku/1422236_00004.htm (閲覧日：2026 年 3 月 19 日)
- 山岸利次 (2025)「規範的原理としての意見表明権と「発達への権利」—関係的権利論とケイパビリティ・アプローチの観点から—」教育学研究, 第 92 巻, 第 4 号, 561-573.
- 世取山洋介 (2003)「子どもの意見表明権の Vygotsky 心理学に基づく存在論的正当性とその法的含意」法政理論, 第 36 巻, 1 号, 123-177.

Abstract

This paper summarizes and interprets the process and content of the revisions made to the “Guidelines for Investigating Serious Situations of Bullying” in 2024. Furthermore, we are examining the challenges faced by parents, schools, and school authorities in addressing bullying. In conclusion, we pointed out the issue of how suicide cases are classified in times of serious situations of Bullying. And This paper examines approaches to addressing bullying that place children at the center, from the perspectives of children’s rights as relational rights and theories of developmental support.

Keywords : Guidelines for Investigating Serious Situations of Bullying, Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, Investigation Report, Third-party Committee, Child Suicide.